

令和7年11月10日
総務部 区政情報課

世田谷区公告式条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号）により、地方自治法が改正され、条例及び規則の公布にあたって行う区長の署名について、署名に代わる措置（電子署名）によることが可能となった。

このことを踏まえ、条例及び規則の公布のための手続（以下「公告式」という。）の電子化を推進し、区民の利便性及び事務効率の向上を図るため、世田谷区公告式条例の一部を改正する条例を令和7年第4回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行日

令和8年1月5日

4 施行日以後の公告式について

原則条例及び規則を公布する際には、施行日以後世田谷区ホームページ上に設置する「世田谷区電子掲示場」に掲載することで公告式とする。

5 その他

- (1) 区長の電子署名については、導入に向けた準備が整い次第、実施する。
- (2) 現在門前掲示場に掲示している告示及び公告についても、施行日以後は、「世田谷区電子掲示場」に公示できるよう世田谷区公告式規則を含めた関係例規を整備する。
- (3) 各行政委員会が行う公布及び公示についても、「世田谷区電子掲示場」に掲載することとする。
- (4) インターネット環境がない区民に配慮し、区政情報センター及び区政情報コーナーには、当該条例、規則、告示及び公告の紙文書を配架する。

世田谷区公告式条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区公告式条例 昭和25年9月13日条例第7号 改正 平成3年3月13日条例第4号 世田谷区公告式条例 <u>(通則)</u> 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に<u>基づく</u>公告式は、この条例の定めるところによる。 <u>(条例の公布)</u> 第2条 世田谷区条例（以下「条例」という。）は、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に区長が署名 <u>(署名に代わる措置（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第1条に規定する措置をいう。）を含む。）</u>をし、公布する。 2 条例の公布は、<u>区のホームページに掲載し、又は</u>区役所の門前掲示場に掲示して、これを行う。 <u>(規則に関する準用)</u> 第3条 前条の規定は、世田谷区規則（以下「規則」という。）にこれを準用する。 <u>(規程の公表)</u> 第4条 規則を除く<u>ほか</u>、区長の定める規程<u>で公表を要するものは、公表</u>の旨の前文、年月日及び区長名を記入して、これを行う。 2 第2条第2項の規定は、前項の<u>規程</u>にこれを準用する。 <u>(その他の規則及び規程の公表)</u> 第5条 第2条の規定は、区の機関 <u>(区長を除く。以下同じ。)</u>の定め	○世田谷区公告式条例 昭和25年9月13日条例第7号 改正 平成3年3月13日条例第4号 世田谷区公告式条例 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に<u>基く</u>公告式は、この条例の定めるところによる。 第2条 世田谷区条例（以下「条例」という。）は、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に区長が署名し、公布する。 2 条例の公布は、区役所の門前掲示場に掲示して、これを行う。 第3条 前条の規定は、世田谷区規則（以下「規則」という。）にこれを準用する。 第4条 規則を除く<u>外</u>、区長の定める規程<u>を公表しようとするときは、公布若しくは</u>公表の旨の前文、年月日及び区長名を記入して、<u>区長印をおし</u>、これを行う。 2 第2条第2項の規定は、前項の<u>規定に、</u>これを準用する。 第5条 第2条の規定は、<u>議会の会議規則、傍聴人取締規則その他</u>区

改正後	改正前
る規則で公表を要するものに、これを準用する。<u>この場合において</u>、<u>同条</u>中「区長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。 2 前条の規定は、区の機関の定める規程で公表を要するものに、これを準用する。<u>この場合において</u>、同条第1項中「区長名」とあるのは、「当該機関名」と読み替えるものとする。	の機関の定める規則で、公表を要するものに、これを準用する。<u>但し</u>、<u>第2条</u>中「区長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。 2 前条の規定は、区の機関の定める規程で公表を要するものに、これを準用する。<u>但し</u>、同条第1項中「区長名」とあるのは「当該機関名」、「区長印」とあるのは、「当該機関印」と読み替えるものとする。
<u>(施行期日の特例)</u> 第6条 規則<u>若しくは</u>区の機関の定める規則<u>又はその他の</u>規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。 附 則 1 この条例は、昭和25年9月1日から適用する。 2 昭和22年東京都世田谷区条例第8号東京都世田谷区公告式条例は、廃止する。 3 この条例施行の際、現に従前の東京都世田谷区公告式条例により公布又は公表されている条例、規則その他の規程の施行に関しては、なお従前の例による。 付 則（平成3年3月13日条例第4号） この条例は、平成3年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年1月5日から施行する。</u>	第6条 規則<u>又は</u>区の機関の定める規則<u>若しくは</u>規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。 附 則 1 この条例は、昭和25年9月1日から適用する。 2 昭和22年東京都世田谷区条例第8号東京都世田谷区公告式条例は、廃止する。 3 この条例施行の際、現に従前の東京都世田谷区公告式条例により公布又は公表されている条例、規則その他の規程の施行に関しては、なお従前の例による。 付 則（平成3年3月13日条例第4号） この条例は、平成3年4月1日から施行する。

世田谷区公告式規則の一部を改正する規則新旧対照表

参考

改正後	改正前
○世田谷区公告式規則 昭和40年3月31日規則第14号 改正 平成3年3月30日規則第9号 世田谷区公告式規則 (趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第5項に規定する区長の定める公表を要する規程以外の告示、<u>公告その他これらに類するもの</u>(以下「告示等」という。)の公示について必要な事項を定めるものとする。 (告示等の公示) 第2条 告示等を公示しようとするときは、公示の年月日<u>及び</u>区長名を記入<u>する</u>ものとする。 2 告示等の公示は、<u>区のホームページに掲載し、又は</u>区役所の<u>門前掲示場</u>に掲示して、<u>これを行う</u>。 (告示等の施行期日) 第3条 告示等は、<u>当該</u>告示等に特別の<u>定め</u>があるものを除くほか、公示の日から施行する。 付 則 (施行期日) 1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則施行の際、現に公示されている告示については、なお、従前の例による。 (廃止規定) 3 東京都世田谷区告示式(昭和31年8月東京都世田谷区告示第24号)	○世田谷区公告式規則 昭和40年3月31日規則第14号 改正 平成3年3月30日規則第9号 世田谷区公告式規則 (趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第5項に規定する区長の定める公表を要する規程以外の告示(以下「告示」という。)の公示について必要な事項を定めるものとする。 (告示の公示) 第2条 告示を公示しようとするときは、公示の年月日<u>および</u>区長名を記入<u>し、区長印を押す</u>ものとする。 2 告示は、区役所の<u>掲示場</u>に掲示して<u>公示する</u>。 (施行期日) 第3条 告示は、告示に特別の<u>定</u>があるものを除くほか、公示の日から施行する。 付 則 (施行期日) 1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則施行の際、現に公示されている告示については、なお、従前の例による。 (廃止規定) 3 東京都世田谷区告示式(昭和31年8月東京都世田谷区告示第24号)

改正後	改正前
は、廃止する。 付 則（平成３年３月30日規則第９号） この規則は、平成３年４月１日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和８年１月５日から施行する。</u>	は、廃止する。 付 則（平成３年３月30日規則第９号） この規則は、平成３年４月１日から施行する。

世田谷区電子揭示場

このページは、世田谷区公告式条例又は世田谷区公告式規則に基づく条例及び規則の公布並びに世田谷区の公示を行うものです。世田谷区長名で公布又は公示しているものは、「区長部局」から、各行政委員会名で公表しているものは「行政委員会等」からアクセスしてください。

- [区長部局](#)
- [行政委員会等](#)

世田谷区を知る

Learn about Setagaya City

← → ▶ START 4 / 4

[→ このサイトについて](#) [→ サイトの使い方](#) [→ 個人情報の取り扱い](#) [→ 著作権・リンク・免責事項](#) [→ サイトマップ](#)



世田谷区

SETAGAYA CITY 法人番号 1000020131121

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 → 庁舎案内

電話番号 03-5432-1111（代表）

ファクシミリ 03-5432-3001（広報広聴課）



→ お問い合わせセンター「せたがやコール」

年中無休 午前8時から午後9時まで

電話番号 03-5432-3333

ファクシミリ 03-5432-3100

[→ 入力フォーム](#)

区長部局

このページは、世田谷区公告式条例又は世田谷区公告式規則に基づく条例及び規則の公布並びに世田谷区の公示を行うものです。

目次

- 令和8年
 - 条例
 - 規則
 - 告示・公告

掲載期間は、掲載した日から15日間程度としております。掲示期間が終了したものを閲覧されたい方は、区政情報課法規係までお問い合わせいただくか、[世田谷区公報のページ](#)からご覧いただけます。

令和8年

条例

- PDF [令和8年3月4日公布条例公布文（PDF：1,012KB）](#)
- PDF [世田谷区条例第1号 世田谷区〇〇条例の一部を改正する条例（PDF：1,012KB）](#)

規則

- PDF [令和8年1月30日公布規則公布文（PDF：1,363KB）](#)
- PDF [世田谷区規則第1号 世田谷区△△規則の一部を改正する規則（PDF：1,363KB）](#)

告示・公告

// 令和8年1月5日

- PDF [告示第1号 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（PDF：158KB）](#)
- PDF [公告第1号 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（PDF：158KB）](#)

→ 世田谷区電子掲示場	
→ 区長部局	→ 行政委員会
→ 意思表示の公示	

世田谷区を知る

Learn about Setagaya City

START

2 / 4

